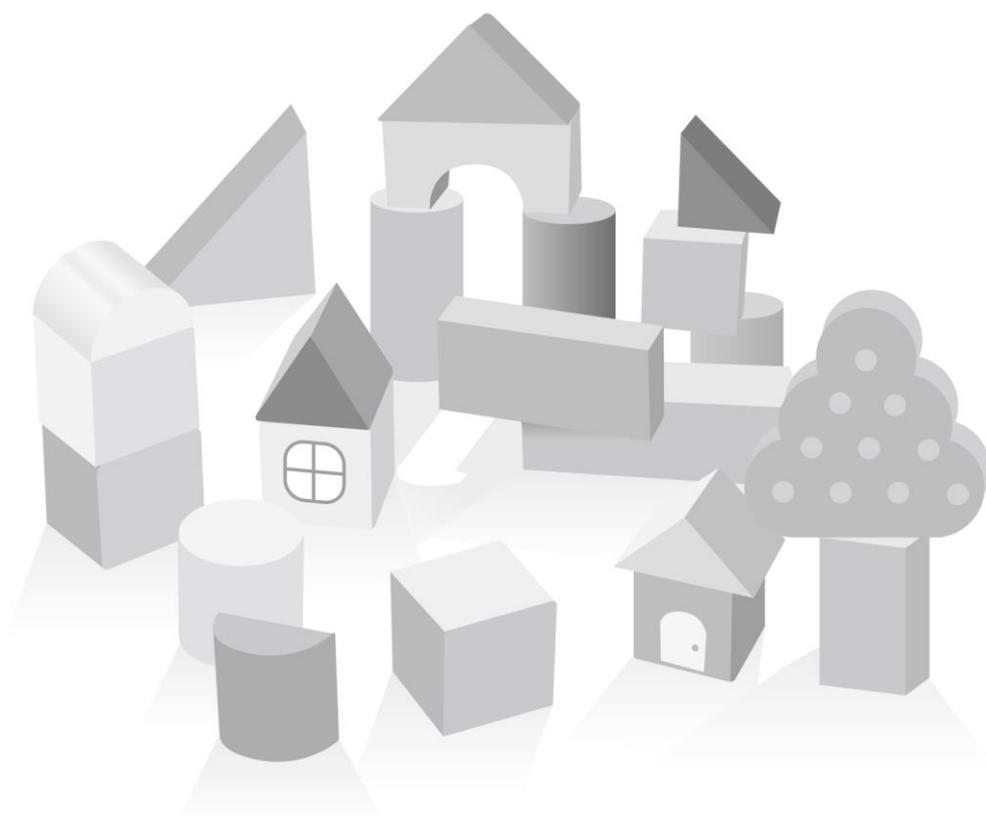




第2部 各論

第4章

次代を担う子どものために



第4章 次代を担う子どものために

1 放課後事業の推進（戸田市放課後子どもアクションプラン）

次代を担うすべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後を実現するため、本市の放課後事業に関する基本計画となる「戸田市放課後子どもアクションプラン」を策定し、放課後事業を推進します。

市民の声

- ◆年配者の方との交流が好きな時にとれる場所があると、子どもも教わる事が多くなり、知識が学べ、年配者の方は子どもと過ごす事で心も体も元気になれる気がします。
- ◆学校における放課後事業を充実して欲しいです。（安心して近くの公園や学校の校庭で遊んだり過ごせるような環境）
- ◆学童保育の受け入れ先を充実させて欲しいです。
- ◆ボール遊びが出来る場所をもっと増やして欲しいです。
- ◆放課後に子どもだけで室内で利用できる施設がもう少し欲しいです。

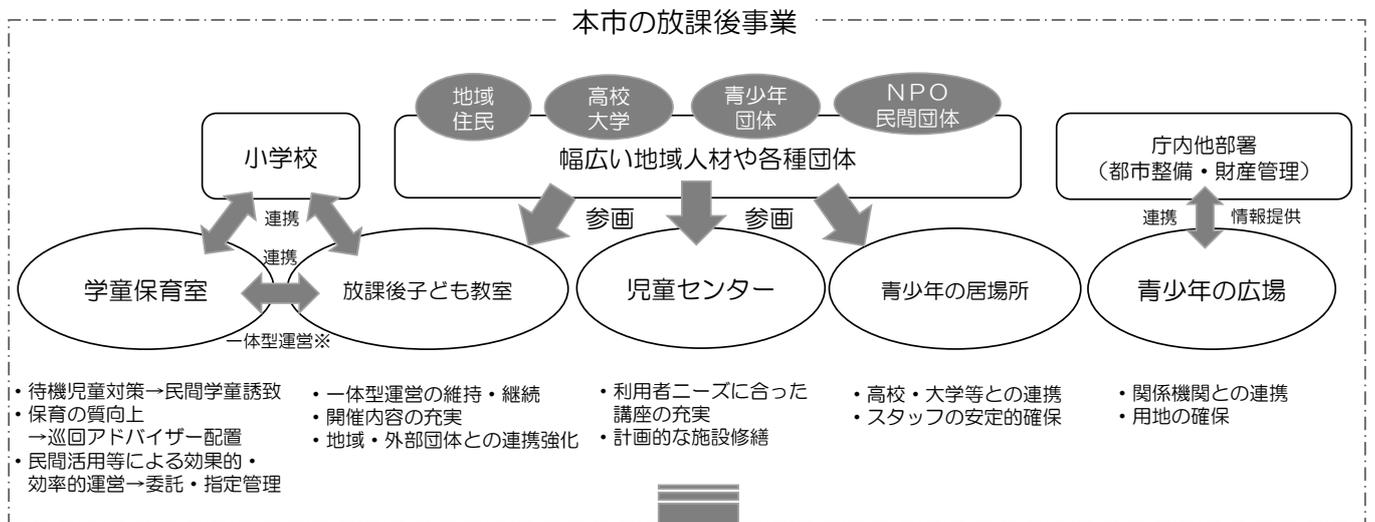
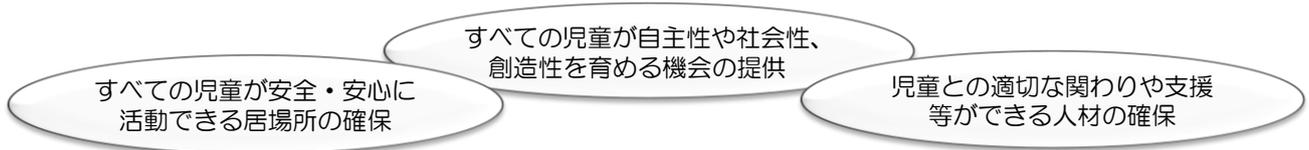




図表2-4-1 戸田市放課後子ども・アクションプランイメージ図

児童の放課後を取り巻く諸課題を解決し、本市の放課後事業の基本計画となる行動計画の策定
 ⇒ ●小学校に就学するすべての児童が安全・安心に過ごし、多様な活動や体験ができる居場所を整備
 ●児童の健やかな成長に必要とされる「3つの間（時間・空間・仲間）」の確保・充実

～安全・安心な放課後を実現するための三つの柱～



すべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後の実現

※一体型運営・・・学童保育室と放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるもの。

戸田市放課後子どもアクションプラン

(1) アクションプラン策定の趣旨

共働き家庭等が直面するいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育てるためには、小学校に就学しているすべての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動や体験ができる環境（居場所）を整備することで、児童の健やかな成長に必要な要素とされる「3つの間（時間・空間・仲間）」を確保・充実させることが必要です。

すべての児童にとって、安全・安心で、充実した放課後を実現するため、平成30年9月に国が示した「新・放課後子ども総合プラン」のほか、関係法令・計画等を踏まえ、本市の放課後事業（学童保育室、放課後子ども教室、児童センター、青少年の居場所、青少年の広場等）に関する行動計画「戸田市放課後子どもアクションプラン」を策定します。

なお、本計画については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の行動計画としての性格を持つ、本市の放課後事業に関する基本計画であるとともに、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」の一部として策定するものとします。

(2) 本市の放課後事業の現状と課題

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

1) 現状

本市の学童保育室は、平成31年度（令和元年度）において、44室（公営20室、委託2室、指定管理2室、民営20室）開設しています。近年、共働き家庭やひとり親家庭等が増加傾向の中、本市の学童保育室においても入室児童数、施設数ともに増え続けており、学童保育に対するニーズの増加、多様化が見られます。

学童保育需要の増加に対応するため、民間学童保育室の誘致により受け入れ枠を拡充する取り組みを進めていますが、平成26年度以降、地区により待機児童が生じています。

2) 課題

○市全体としての学童保育需要に対する受け皿は確保できているものの、特定の地区においては、今後も一定の待機児童が見込まれるため、当面は学童保育室の継続的な整備が必要と想定されます。

○多様化するニーズや充実した放課後を実現するために、保育内容の充実や職員の資質向上など、学童保育の質向上への取り組みが必要となっています。

○慢性的に保育人員が不足している状況が続いており、限られた人員を最適に配置するとともに、保育現場の人員確保が急務となっています。

○より効率的で効果的なサービスを提供するために、委託や指定管理等の運営手法の導入も検討していく必要があります。



② 放課後子ども教室

1) 現状

本市の放課後子ども教室は、すべての小学生を対象に、小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て、平成 19 年度より実施しており、平成 25 年度以降は市内の全小学校 12 校において、一体型で実施しています。

平成 30 年度における登録児童数は約 1,100 人、延べ参加児童数は約 11,000 人となっており、開催回数は 12 校合計で約 290 回となっています。

近年は、開催回数は拡充しているものの、登録児童数、参加児童数ともにほぼ横ばい（微減傾向）となっています。

2) 課題

○小学校の課外活動等により、特別教室などの使用頻度が増えており、また、児童数の増加により、小学校の余裕教室も減少していることから、放課後子ども教室の開催場所の確保が難しい状況となっています。

○事業開始当初から携わっている地域の核となる人材も多くいるが、スタッフ不足や高齢化などもみられることから、今後、継続的に事業を実施し、児童が安全に活動できる体制を整えていくためには、新たな人材の確保と世代交代が必要となっています。

③ その他の放課後事業

1) 現状

児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、「こどもの国」と「プリムローズ」の2か所があります。どちらも利用者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度については、こどもの国が 222,340 人、プリムローズが 130,815 人となっていて、子どもたちの活動拠点・交流の場となっています。

青少年の居場所は、小中高生を対象とし、公共施設の空いている諸室を開放し、遊びやスポーツ、勉強など自由に過ごすことができる居場所を提供しています。その中で、利用者同士の交流を通じて、ルールやマナーを学ぶことで、自主性や社会性を育む機会を創出することを目的に、平成 23 年から開始しました。現在、5 か所の公共施設で実施しており、利用者数は年々増加傾向にあります。平成 30 年度は 1,492 人となっています。

青少年の広場は、主に中高生を中心として、フットサルやバスケットなどのボール遊びのほか、多目的に利用できる施設であり、現在「本町青少年の広場」と「中町青少年の広場」の2か所があります。

2) 課題

- 児童センターは、利用者に飽きられない、より魅力的な施設とするために、引き続き利用者ニーズに沿った講座の充実や遊具等の更新、適切な維持管理と計画的な修繕が必要です。
- 青少年の居場所は、子どもたちを見守るボランティアスタッフの安定的な確保が急務となっています。
- 青少年の広場は、市街化が進み用地確保が困難な状況となっていますが、引き続き用地取得に向けた取り組みが必要となっています。

(3) 基本方針

本市の放課後事業を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後、以下の方針により、安全・安心で充実した放課後を実現するための取り組みを進めていくこととします。

～安全・安心な放課後を実現するための三つの柱～

1 すべての児童が安全・安心に活動できる居場所の確保

すべての児童にとって、地域社会や生活環境の中に、安全・安心に過ごせる放課後の居場所が存在するよう、施設や仕組みを整備します。

2 すべての児童が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、同年齢・異年齢の児童との交流等を通じ、各々の過ごし方で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活、様々な体験活動などができる機会を提供します。

3 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、児童の自主性を尊重しつつも、児童の活動を見守り、適切に関わり支援できる、時に様々な経験や活動を伝えられるノウハウや知識を持った大人の存在が必要となります。

こうした人材を確保するとともに、併せて人材の育成にも取り組みます。



(4) 今後の放課後事業の方向性

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

1) 待機児童対策

学童保育需要の増加に対応していくために、これまでと同様に学童保育需要の高い地域に民間学童保育室を誘致し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の抑制を図ります。確保計画については、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応します。

また、当面の間、学童保育需要は増加する見込みではありますが、今後、学童保育需要が逡減していく時期や地域の実情を見極め、民間学童保育室の誘致や補助金の交付内容について、適宜見直しを図ることも検討します。

2) 保育の質向上（巡回アドバイザーの配置）

子どもたちの充実した放課後の環境を整備していくために、学童保育室の運営や育成支援等に関する専門的知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質向上に取り組みます。

3) 民間活力の導入・活用による効果的・効率的な運営の推進

児童が安全・安心に過ごせる居場所を確保し、また、利用者の多様な保育ニーズに添えていくために、公立学童保育室の運営について、委託、指定管理等の導入を検討し、より効果的・効率的な運営を図ります。

② 放課後子ども教室

1) 一体型運営の維持・継続

全小学校で実施している放課後子ども教室を引き続き一体型で運営していくために、教育委員会や各小学校との連携を強化し、適宜協議・調整することで、放課後の特別教室や体育館等の活動場所の確保に努めます。

また、放課後子ども教室を学童保育室と同部局で所管している強みを生かし、学童保育室入室児童が安全に活動できるよう、学童保育室との連携も図ります。

2) 開催内容の充実

小学校ごとにその地域の方々を中心として、それぞれが工夫を凝らして運営していますが、活動環境が異なることから、教室ごとに開催内容は多種多様となっています。

今後、各小学校での活動内容の共有を含め、好評な遊びを実践発表したり、全スタッフを対象に実際に体験できる場を設け、開催内容の平準化や充実に取り組みます。

また、大学との連携により、子どもとの接し方等のスタッフ向け研修の実施など研修制度の充実にも併せて取り組めます。

3) 地域・外部団体との連携の強化

放課後子ども教室のボランティアスタッフの不足と高齢化が課題となっている中、これまで新たなスタッフ確保の取り組みとして実施してきた広報活動に加え、地域の潜在的な人材や保護者世代のスタッフ確保を図るため、地域で活動する団体へ働きかけ、事業への協力を呼び掛けていきます。

また、保育関係の大学や学部、近隣の高校と連携し、将来保育関係の仕事に就きたいと考えている学生や地域での活動に取り組みたいと考えている学生が子どもたちと接する場を提供することで、学生にスタッフとして活動してもらおう仕組みづくりを検討します。

③ その他の放課後事業

1) 児童センター（こどもの国、プリムローズ）

児童センターは、子どもの活動拠点として、遊びやスポーツ・文化活動、異年齢交流を図る場として活用していくとともに、より魅力的な施設とするために、更なる利用者ニーズに沿った講座の充実や遊具等の更新を図っていきます。

なお、平成5年の開館から平成31年で26年を経過したプリムローズについては、老朽化が進んでいることから、計画的な施設修繕を実施していくとともに、引き続き児童センターの適切な維持管理を実施し、子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。

2) 青少年の居場所

青少年の居場所は、開催場所・回数の確保・拡充のため、高校・大学等との連携を含め、ボランティアスタッフの安定的な確保に努めます。

3) 青少年の広場

青少年の広場は、ボール遊びができる場所の要望もあることから、特に広場が不足している地域への設置に向けて、引き続き情報収集や関係機関と連携し、用地確保に努めます。



(5) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

平成 30 年 9 月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、各市町村の行動計画に盛り込むべき内容として示された事項について、本市は以下のとおり取り組みを進めていくこととします。

「新・放課後子ども総合プラン」に示された市町村行動計画に盛り込む内容	本市における取り組み
学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量	第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応します。
一体型の学童保育室及び放課後子ども教室の2023年度（令和5年度）に達成されるべき目標事業量	現在、本市の学童保育室及び放課後子ども教室については、すべて一体型で運営されており、引き続き一体型運営を維持・継続します。
放課後子ども教室の2023年度（令和5年度）までの実施計画	現在、全小学校（12校）において一体型で運営しており、引き続き維持・継続します。また、開催内容の充実に取り組みます。
学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	学童保育室の指導員と放課後子ども教室のスタッフは、学童保育室入室児童が安全に活動できるよう、相互に連携・協力します。
小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	本市においては、児童数増加により余裕教室等が不足している状況であることから、活動場所の確保に苦慮しているところですが、教育委員会や各小学校と協議・調整を重ね、特別教室や体育館等を含めた活動場所の確保に努めます。 また、小学校の施設利用時の課題等については、適宜協議し、解消に努めます。
学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と担当部局の具体的な連携に関する方策	学童保育室及び放課後子ども教室の実施については、協議・連携はもとより、情報共有と責任の明確化を図り、必要に応じ文書等による申し合わせを行いながら進めます。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学童保育室の指導員と放課後子ども教室のスタッフに対し、特別な配慮を必要とする児童の接し方や支援のあり方に関する研修等の受講を推進するとともに、活動環境の安全面や受け入れ体制の強化等、安全・安心に活動できる環境の確保に努めます。
地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取り組み	学童保育室の開所時間の延長については、利用者ニーズに応じ、利用者の費用負担、保育人員の確保を含め、検討します。

2 子ども・若者（児童・青少年）育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻化しています。本市においては、子ども・若者の健やかな育成を総合的に支援するために制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を推進していくとともに、関係機関との連携や情報提供に努めます。

（1）現状

本市は全国でも人口増加の著しい自治体であり、結婚や子育てを機に転入する世帯も多く、核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。一方、子どもの貧困や虐待の増加など、家庭の養育力の低下や、そうした家族が地域の中で孤立しやすい状況もあります。また、都市化の進行により、子どもが安全・安心に過ごすことができ、活発に活動できる場の確保が難しくなっています。

「平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査」においても、保護者が考える子育てや教育の現状における問題として、「テレビやインターネットのメディアなどから悪い影響をうけること」「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」などが上位に上がっています。

その他、情報通信技術の進展・普及により、埼玉県内の携帯電話・スマートフォンの保有率は、小学生では 50.1%、中学生では 58.3%となっており、その利用時間は、1日1時間以上の利用が、小学生で 23.4%、中学生で 67.4%であり、ネット依存や SNS 等によるネットいじめ、有害情報の氾濫が問題となっています。

また、「令和元年版少年非行白書」において、埼玉県における少年犯罪はこの数年減少傾向で推移をしていますが、再犯者率は平成 30 年中で 35.6%となっており、引き続き全国平均を上回る高い水準となっています。

本市は、これまでも青少年の広場や居場所づくりに取り組み、地域で活動する団体及び青少年の社会体験や交流を促す様々な事業への支援を行ってきました。また、青少年の健全育成のため、青少年問題協議会や青少年育成市民会議、青少年補導員協議会などの活動を、市民との協働により実施しています。



(2) 課題

- 子ども・若者に対して、地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場が必要です。その中で、子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を育めるような支援が必要です。
- 地域で子ども・若者を見守り、ともに活動する支援者の発掘、育成が必要です。
- 非行防止を図るため、市民による巡回パトロール活動等により、子どもたちが犯罪に巻き込まれることを未然に防止する必要があります。さらに、有害情報の氾濫する環境において、市民意識の高揚や普及啓発活動を促進していく必要があります。
- 子ども・若者の問題を解決していくためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があり、家庭・学校・地域・行政、それぞれが連携・協働して取り組むことが必要です。

(3) 今後の方向性

事業名	事業内容	担当課
青少年団体の活動支援	地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	児童青少年課
青少年の健全育成事業	非行防止・有害情報の排除にかかるキャンペーン・青少年健全育成大会等の普及啓発活動及び巡回パトロール活動を展開・促進	児童青少年課
関係機関や地域との連携・協働の促進	家庭・学校・地域・行政、それぞれが責任を果たしながら、関係機関や地域の方々との連携・協働を促進	児童青少年課

